○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市長坂字雷田中島四、一五〇の一、鹿角市十和田錦木字五軒屋九六、字根市戸二、秋田市下北手宝川字潤ケ崎一〇九、鹿角郡小坂町小坂字堰口四六（次の図に示す部分に限る。）、北秋田郡上小阿仁村大林字小田瀬下モ九四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七十号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年一月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百八十日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十六日	二十四回
浜名湖競走場	二百日	十二回
蒲郡競走場	百九十二日	十二回
常滑競走場	百八十日	二十四回
津競走場	百八十四日	十二回
三国競走場	百八十日	二十四回
琵琶湖競走場	百五十六日	十二回
住之江競走場	百八十日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	百八十日	二十四回
丸亀競走場	百八十六日	二十四回
児島競走場	百八十六日	二十四回
宮島競走場	百六十二日	十二回
徳山競走場	百六十二日	十二回
下関競走場	百八十日	二十四回
若松競走場	百八十六日	二十四回
芦屋競走場	百八十六日	十二回
福岡競走場	百八十六日	二十四回
唐津競走場	百八十日	十二回
大村競走場	百八十六日	十二回

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇組合	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
武生三国モーターボート競走施行組合	十二回
あわら市	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市競艇組合	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回
倉敷市	十二回
備南競艇事業組合	十二回
宮島競艇施行組合	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
美祢市萩市競艇組合	十二回
北九州市	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

○国土交通省告示第七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤玉中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した赤玉中川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市赤玉

字頭山　一〇九〇番　一号

一七一四番　二号

一七一五番　三号

一七一六番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した赤玉中川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市赤玉

字頭山　一〇九四番地先道路敷　一号

一〇九四番　四号

字大平　一六八六番　二号

一七〇五番　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和四十年建設省告示第二千九百十四号で指定した赤玉中川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県佐渡市赤玉

字頭山　一〇九五番一　一号、二号、三号及び九号

一一〇一番　八号

字大平　一七〇五番　四号及び五号

一六七七番　六号

一六七八番　七号